地域包括支援センター担当圏域の見直しについて

1 次期計画における担当圏域設定の考え方について

現在の地域包括支援センター(以下「センター」という。)の担当圏域は、おおむね3,000人から6,000人という、仙台市介護保険条例で定める高齢者人口の基準*を基本とし、日常生活圏域(=中学校区)を踏まえながら設定している。

次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においても、これまでの考え方を踏襲して各センター の担当圏域を設定する方針とする。

※仙台市介護保険条例で定める高齢者人口の基準

- ①地域包括支援センターの担当区域における第一号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごと に置くべき常勤・専従職員数は、保健師 1 人、社会福祉士 1 人、主任介護支援専門員 1 人とする。(仙台市介護保険条例第2条の 19 第1項(国基準と同様)及び介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 項)
- ②地域包括支援センターの担当区域における第一号被保険者の数がおおむね6,000人以上となる場合に置くべき常勤・専従職員数は、第一号被保険者の数がおおむね6,000人を超えた部分についておおむね2,000人までごとに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員又は介護支援専門員のうちから1人とする。(仙台市介護保険条例第2条の19第2項)

2 担当圏域見直しの基本方針について

次期計画における担当圏域の設定にあたっては、平成29年度に見直しを行った際と同様に、次の(1)~(4)を基本方針とした上で、担当するセンターが変更となるときの住民への影響や町内会をはじめとする地域組織との関係、市の財政負担への影響などを考慮して検討するものとする。

【基本方針】

- (1) 担当圏域内の高齢者人口が、条例①で定める高齢者人口の基準(以下「条例①基準」という。)の上限を超えるときは、条例①基準に合わせた担当圏域の設定となるよう見直しを行う。
- (2) 担当圏域内に複数の日常生活圏域を有しているものが条例①基準の上限を超えるときは、日常生活圏域ごとに分割することを基本とし、小学校区や地理的要因、地域組織の担当区域等を勘案して分割する。ただし、分割することで、高齢者人口が条例①基準に満たない圏域が生じる場合は、条例②の配置職員の増による対応を含めた見直しを行う。
- (3) 担当圏域が日常生活圏域と同一のものが条例①基準の上限を超えるときは、条例②の配置職員の増により対応することを基本とする。ただし、要支援認定者数が著しく多いなどの状況から、配置職員の増による対応では担当圏域全体へのきめ細かな対応が困難であると見込まれる場合は、圏域の分割を含めた見直しを行う。
- (4) この他、担当圏域内の高齢者人口が条例①基準の上限を超えていないものの、当該地域の高齢者を取り巻く状況や、地域組織との関係等から、早急な見直しが必要であると判断される場合には、上記に準じて圏域の見直しを行う。

なお、基準となる高齢者人口は、令和3年4月1日時点の推計を用いることとする。

3 具体的な見直し案について

以下のとおり、令和3年4月1日の高齢者推計人口が6,000人を超える圏域が12カ所あるが、いずれも基本方針(2)ただし書き又は基本方針(3)に該当するため、圏域の見直しは行わず配置職員の増員を継続する。※かっこ内の高齢者人口は、令和3年4月1日の推計

(1) 担当圏域内に複数の日常生活圏域(中学校区)を有しているが、分割することで、高齢者人口が条例基準に満たない圏域が生じる。(基本方針(2)ただし書きに該当)

①あやし地域包括支援センター (7.312人) ②国見ケ丘地域包括支援センター (6.710人) ③高砂地域包括支援センター (6.206人) ④山田地域包括支援センター (7,264人) ⑤西中田地域包括支援センター (6,173人) ⑥将監地域包括支援センター (6,463人) ⑦松森域包括支援センター (6,333人) ⑧南光台地域包括支援センター (6.325人)

(2) 担当圏域が日常生活圏域(中学校区)と同一のセンター (基本方針(3)に該当)

①五橋地域包括支援センター (6,519人)②国見地域包括支援センター (6,666人)③八木山地域包括支援センター (6,019人)④長町地域包括支援センター (7,473人)

以上を踏まえた令和3年度の地域包括支援センターの人員配置の考え方は次のとおり。

担当区域における 第1号被保険者の数	人員配置基準	該当するセンター
① 1,500人以上2,500人未満	2.5 人配置	秋保
② 2,500 人以上 6,000 人未満	3 人配置	①と③以外の39センター
③ 概ね6,000人以上	4 人配置	五橋、国見、あやし、国見ヶ丘、高砂、 八木山、長町、山田、西中田、将監、 松森、南光台

[※]上記に加え、地域の支え合い体制づくりや認知症支援強化のために全センターに機能強化の ための職員1名を配置している。

4 令和4年度以降の見直し方針について

高齢者人口が条例①基準を超えた場合の職員の増員については、毎年度検討を行う。

また、圏域の分割は、センターが地域と連携しながら事業を展開していく必要があることなどから、これまでどおり高齢者保健福祉計画の策定時期に合わせ、3年毎の見直しを基本とする。